

事務連絡
令和6年11月28日

各都道府県及び指定都市
都市公園担当課長 殿

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園において屋外に設置された木造大型複層遊具について

平素より都市公園行政の推進にご協力賜り誠にありがとうございます。

令和3年10月に兵庫県内の遊園地に設置された屋外の木造大型複層遊具において発生した事故を受け、消費者安全調査委員会は、消費者事故等調査報告書を公表（令和6年11月27日）し、報告書においては、本件事故と同種類別の事故を防止するために、専門家による調査等が必要であるとされています。

所管する都市公園において、類似の施設が設置されている場合は、報告書をご確認の上、専門家による調査等を実施いただくようお願いします。また、都市公園内に、類似の施設の設置されている場合は下記に従い、報告をお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨を貴管内市町村に周知いただき、報告があった場合はとりまとめの上、提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告対象 都市公園内に設置されている木造大型複層遊具
※木材を主要部材とし、複層階で迷路を構成する遊技施設
2. 報告内容 02_報告様式のとおり
※該当する施設がない場合は報告不要
3. 提出物 02_報告様式（各都道府県で1つのファイルとして提出）
4. 提出期限 令和6年12月20日（金）12:00
5. 問合せ先

（参考情報）消費者事故等調査報告書

木造立体迷路における事故―遊園地に設置された屋外の木造大型複層遊具―
（令和6年11月27日、消費者安全調査委員会）

URL：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_023

※「専門家による調査等」については本文の5. 2参照